提出されたご意見の概要及びご意見に対する考え方

項番	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	1. 別紙 2-2 について、LNG バンカー船にあった 30m 間隔関連の項目がアンモニアバンカー船に適用されない理由についてご教示ください。 2. 別紙 2-2 の停泊時の基準(3)ニについて、ガスを検知した際の「周囲に注意喚起を行う」の周囲とはどこまでを指すか。また、現状の表記ではガス漏出を検知してもさらなる漏出を防ぐことについて書かれていないため、「また、漏出したガスを検知した場合は、周囲に注意喚起を行うこと。」を「また、漏出したガスを検知した場合は、周囲に注意喚起を行うとともに、速やかに漏出防止措置を講ずること。」に変更することを提案する。	1. について、LNG バンカー船で求めていた 30m 関連の項目については、引火性の危険物に対する安全対策として求めているものになります。アンモニアについては、引火性危険物ではないため、これらの安全対策は不要と整理しています。 2. について、「周囲に注意喚起を行う」の周囲とは、漏洩等したガスの影響があると判断される範囲となります。 また、ガスが漏洩等した場合の措置については、「３　アンモニアバンカー船停泊承認の際の審査基準（４）その他」において、事故発生時における初期対策等についてマニュアルを作成することを求めており、その中でご意見にある内容についても網羅されていると考えています。

2	改正案の「(別紙 2-2) １（３）消防防災設備等」のイでは、岸壁に消火設備の整備を求めているところ、 （ア）アンモニアバンカー船は規則に基づき建造されているところ、当該規則には自船の火災に対応できる設備を有していること、 （イ）仮に付近の陸上や近くの他船で火災等の災害があった場合には、船舶であるがゆえに直ちに移動が可能であり、延焼による自船の火災は想定されないと考えられること、 から当該設備を求めることは過剰な規制ではないでしょうか。 加えて、アンモニアバンカー船の積荷は、貴庁の定める港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和５４年運輸省告示第５４７号）による危険物一覧表において、天然ガスを含む引火性ガスと分類されていないのにも関わらず、付近施設等での火災を原因とする類焼を懸念して「LNG バンカー船停泊時の基準等」と同様の規制を求める、すなわち岸壁上に消防設備の整備を求めることに合理性が欠けているのではないでしょうか。	ご意見のとおり、アンモニアバンカー船においてもＬＮＧバンカー船と同様に、自船の火災等へ対応するために必要な設備を有しているところですが、停泊許容量を超える大量のアンモニアを積載している状況であることを考慮し、万が一の事態の発生を回避するためには、初期消火活動に万全の体制で備えておく必要があると考えています。 このため、岸壁上に設置された消火栓や、備え付けの可搬消防ポンプの設置等を求めることとしておりますのでご理解をお願いします。

3	本規則第１(１)は「危険物港区以外への停泊はやむを得ない場合に限る」となっております。 LPG 船が普段接岸する各基地は、１．給水ができる基地が限られる２．ゴミの陸揚げかできる基地が非常に限られるため、船上生活/衛生面にかなり影響を及ぼしています。危険物港区以外(公共岸壁と解釈)は給水設備も充実しており、ゴミの陸揚げに関しても船社にて廃棄物業者を手配でき、併せて乗組員の精神的な休息(リフレッシュ上陸)を与える事ができる等のメリットが多く、弊職としても各港湾管理者や港務所に問い合わせするも「危険物船だから」という理由で断られることが非常に多くあります。 LPG 船は荷揚げ後もタンク内に残存ガスが存在しますため「危険物船」であることは間違いない訳ですが、（２０００トン積んでても、５００トンしかなくても）常に封印状態であることに変わりはなく、その間タンク内のガスが漏れだすことは重大な外的要因がない限り基本的にありません。 そのため、荷役許容量のという基準があるのであれば、それを根拠にもっともっと積極的に LPG 船に対し仮バースを取得させてあげられるよう、関係法規/基準を設定いただけませんでしょうか。 一部の LPG 船（内外併用 LPG 船）は、内航 LPG 船以上にゴミの陸揚げができません。２か月溜めたこともあります。税関の目視検査が必要であるため、税関から遠方の港では業者	ご承知のとおり、LPG 船は荷揚げ後もタンク内に残存ガスがありますので港則法上の「危険物積載船舶」の扱いとなります。この点、如何に積荷が封印されていても扱い自体を変えることは出来ませんので、ご理解のほどお願いします。 なお、荷役許容量を根拠に関係法規／基準を設けてほしい旨の御意見については、その趣旨が必ずしも判然としないところですが、仮バースの問題は当方でも把握していますところ、引き続き、業界からご意見・ご要望を聴取しつつ必要な対応をとることを考えています。

	から断られるためです。そのため、税関に近いSOLAS対応の公共岸壁は、内外併用LPG船に優先枠を設ける等の指針等も作成いただければ幸いです。	